

Renaissance

2019.7

暑中お見舞い申し上げます

No.50

事務所報を通して多くの方々と語り合い、皆様と共にさらに充実した事務所を目指して



撮影:T.Ito

AICHI SOGO LAW OFFICE

弁護士 村上文男

弁護士 木村環樹

弁護士 奥村典子

弁護士 服部文哉

弁護士 柿本悠貴

弁護士 岩田雅男

弁護士 長沼寛之

社会保険
労務士 小木曾裕子

弁護士 西尾 進

弁護士 渡邊健司

弁護士 小宮 仁

弁護士 米山健太

弁護士 横田秀俊

弁護士 田中隼輝

税理士 大橋由美子

社会保険
労務士 大内直子

弁護士 中野直輝

弁護士 上瀬幹也

弁護士 遠藤悠介

弁護士 中内良枝

弁護士 安井孝佑記

弁護士 丸山浩平

税理士 大橋信義

司法書士 萩野直樹

弁護士 尾関栄作

弁護士 水野憲幸

弁護士 加藤耕輔

弁護士 田村祐希子

弁護士 加藤純介

弁護士 池戸友有子

司法書士 萩野直樹

弁護士 檀浦康仁

弁護士 南善隆

弁護士 横井優太

弁護士 深尾至

弁護士 黒岩将史

弁護士 小出麻緒

司法書士 日下部敬太

弁護士 勝又敬介

弁護士 森下達

弁護士 長江昂紀

弁護士 佐藤康平

弁護士 牧村拓樹

弁護士 森正晴

社会保険
労務士 原田聰



この事務所報は再生紙を使用しております。

古紙100%再生紙

愛知総合法律事務所

検索

<http://www.aichisogo.or.jp>

暑中お見舞い申し上げます。

弁護士 村上 文男

1 愛知総合の夏の名物行事は山荘での研修です

今年の夏も暑くなりそうです。例年入所予定者の入所前夏の研修を保養所で行っています。休日を利用した一泊二日の研修です。

保養所は別世界で気温が名古屋よりも十度以上低く、冷房設備は不要です。夜は布団を掛けないと風邪を引くほどです。近くの川には、山からの源流の水が常に流れ、せせらぎの音が聞こえます。

そこで先輩弁護士の指導でバーベキュー大会がおこなわれます。ビル・スイカは川で冷やすことができます。バーベキューの後は花火大会、無礼講の飲み会、麻雀大会等が続きます。

もちろん遊びではありませんので本来の研修もしっかり行います。愛知総合の歴史、理念が熱く語られます。愛知総合は何を目指し、何に行くのかについての未来思考の議論をします。

今年も参加予定者の四～五名を含め総勢十名前後で賑わう予定です。参加者のプライベートをも含め、た熱い思いが述べられます。双方の研修です。

準備が大変ですが、この良き伝統が引き継がれることを願いたいであります。

愛知総合魂が形成され、皆さんの期待に応えられる人材に育つてほしいです。

2 伊勢支部開設と更なる展開

昨年の十二月に三重県伊勢市に伊勢駅前事務所を開設しました。愛知県で八支所、岐阜県で一支所で、支所としては十番目の支所です。今までは丸の内本部から一時間以内の場所に支所を開設してきました。十番目の支所は二時間以上の場所でしかも三重県では初めての支所開設でした。事務局も現地採用です。当然弁護士も転居です。今までの支所開設とは異なり戸惑いもありましたが、初代所長の森下弁護士の頑張りで極めて順調に進んでいます。森下所長は三重県に住居を構え、やる気十分です。三重に骨を埋めると言っています。今年の二月には事務局の増員と弁護士の増員を本部に要請する程に順調です。ここで得たノウハウを活用して今まで趣を異なる支所開設を今年中にできればと考えています。

3 コールセンターの設置

愛知総合では法律相談専用のコールセンターを事務所内に設置しました。四月一日から対応しています。

今までは事務局全員が電話による法律相談の受付対応をしていました。どちらかというと新人教育を兼ねて新人が対応する場合が少なくなかつたようです。

法律相談件数が増加しています。昨年は7800件の相談件数でした。今年は四月末で2800件を超えており、年間8000件を超す勢いです。

法律相談の受付は事務所の顔として重要です。電話による相談申込者は薬にもする思いで相談の申し込みをされるでしょうから、ペテンの対応により、相談者にも安心感を持つてもらえるのではないとの発想でのコールセンター設置

愛知総合のDNAには常に新しいものを求める精神がインプットされています。

今後も過去にこだわらずに新発想で依頼者の皆さんニーズに応えていきたいと考えております。

4 働き方改革、残業ゼロ運動

現在昨年に引き続き事務局員の残業ゼロ運動を展開しています。昨年は昨年に比して運動のスピードが鈍化しています。昨年は十名以上の事務局を採用し、今年も十名以上の増員を図る予定ですが、残業ゼロにはほど遠い状況です。

事務局が六十名以上在籍している人が一日五分の残業をする事と、全体では月約100時間以上の残業になります。当事務所は出退勤をパソコンで管理しています。終業時間を持ち構えていてパソコンを切るわけにはいきません。五～十分はやむを得ないのでしょうか。弁護士から急ぎの用事となればそのまま帰るわけにはいきません。その意味では残業ゼロ運動は永久運動となります。

法律相談の件数が増加しています。時間待つことになるので、その意味では残業ゼロ運動は永久運動と言ふことになるのでしょうか。スピードをもって業務をすることがより依頼者に迷惑を掛けずに、残業ゼロ運動を成功させたいです。



『新たな元号 令和を迎える』

弁護士 南 善隆



ルネサンス読者の皆様、暑中お見舞い申し上げます。

本年5月1日より新たな元号「令和」が始まりました。

新たな時代を迎え、弁護士業界もより一層過渡期を迎えており、弁護士業務に関しても経済状況の変動に合わせ常に進化を続けなければならないことを強く実感しております。

特に、近年、様々な分野でAI(人工知能)を用いた商品やサービスの提供拡大が続いておりますが、我々弁護士の業界も例外ではありません。

我々弁護士が、依頼者様から依頼を受け、事件処理を行うにあたっては、各種の法令調査や判例調査が必要不可欠となります。事案の内容によってはこれらの作業に多くの時間を割くことが少なくありません。

この点、アメリカではすでにAIを用いた検索用のソ

フトウェアが開発され、法律事務所に導入された事例もあると聞きます。

また、企業の顧問弁護士としての主要業務に契約書等のリーガルチェックがありますが、これについてもAIを導入し、自動で契約書の作成・チェックを行えるソフト開発がされ、日本においても実際に導入されています。

無論、現在の技術上、どこまで正確なリーガルチェックが可能か、顧客ニーズに応える契約書作成が本当に可能なのかという懸念はありますが、これまでの弁護士業務のあり方が近々大きく変わることは疑いがなく、我々もその変革に合わせ、自らの業務のあり方を変えていく必要があります。

新たな元号を迎える充実したリーガルサービスの更なる拡充に向け、事務所一丸となって取り組んで参りますので、よろしくお願い申し上げます。

弁護士の病院勤務日記

弁護士 米山 健太



平成29年11月より、大学病院へ出向し病院内弁護士として勤務しています。日々、様々な立場の方から相談を受けていますので、何回かにわけて日々の業務をご紹介します。

医学部学生向け講義

医学部1年生の後期のみですが、私は学生向けの法律学の講義を担当しています。内容としては、民法・刑法はもちろん医師法・医療法などの特別法も絡めながら、医師が患者さんや社会からどのような役割を果たすことが期待されているか説明するというものです。

法律の趣旨を十分に理解するためには、単に用語や条文を覚えるというものではなく、その背景にある考え方方が大切になります。単に「医師は説明義務を負う」

というだけでは将来行う実診療で活かすことは出来ません。その根本にある自己決定権などの患者の権利についても理解し、これを実現できるような対応を行う必要があります。

また、法律問題だけでなく、患者さんの気持ちに寄り添い不安を解消するという心情面での配慮も重要ですので、この点についてもお話しし、診療の質の総合的な向上を目指しています。

学生時代の塾講師のアルバイト経験が活きたおかげか、未だ改善点はあるものの概ね好評をいただいている。講義やその準備に費やす時間は全業務の中でも特別大きいというわけではありませんが、ささやかながら将来の良き医療者の育成に関わっていると思うとやりがいもひとしおです。

昭和・平成・令和 ～民法大改正～



弁護士 西尾 進

改元により五月一日から令和元年となりましたが、民法の主要部分の一つである債権法の分野の大改正の施行も、令和二年四月一日に迫り、あと一年を切ることとなりました。

民法は、人と人の間の基本的な法律関係を定めた、最も重要な法典の一つであり、その意味でわれわれの日常生活に深い何かわりのある法律です。現行の民法が明治二十九年に制定された当時は、他の法律と同様に旧カナ、旧漢字で文語体の法律でしたが、終戦後の昭和二十二年に日本国憲法が施行されたことに伴い、内容が憲法の規定に沿うように大幅な改正がなされたものの、外形的にはもとのままの箇所も多く、その意味で「見してかなりわからぬ法律」といえました。その後、他の法律と同様にひらがな、口語体に改正されました。しかし、このたび内容についても抜本的な見直しがされることとなり、その手始めとして、最も重要な部分である債権法の分野で、大きな改正がなされ、その施行が来年に迫つているということになります。



債権法の分野における改正は、非常に広範に及ぶもので、その全部を紹介することはとてもできませんが、特に大きな改正の一例として、債権の消滅時効の分野の改正が挙げられます。民事関係の時効には、取得時効と消滅時効の二種類があり、それぞれが私たちの日常生活にとって重要な役割をはたしていますが、そのうち消滅時効のわかりやすい例を挙げると、ある人から金銭を借り受けた人が、返済期限が来たのに返さないで、貸した人も請求しないままの状態が一定期間継続した場合、もはや貸した金を返してもらうことができなくなる、という制度です。消滅時効が成立する期間について、改正前の民法は原則として十年と定めた上で、例外として特定の債権の種類ごとに細かく「年から三年まで」の短期の消滅時効の制度を定めていましたが、これについてはある債権がそれらのどれに該当するか等がわかりにくいなどといふ問題点が指摘されていました。今回の改正法は、「債権者が権利を行使することができることを知った時から五年間行使しないとき」及び「権利を行使することができるときから十年間行使しないとき」という二つの大きな原則を定めた上で、他の短期消滅時効の制度は全部廃止しました。そのほかに、不法行為（他人の権利を侵害する行為）による損害賠償については、「被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間（人の生命又は身体を害する不法行為については五年間）行使しないとき」及び「不法行為の時から三十年間行使しないとき」という基

準が適用されることになります。

このほかにも、今まで民法に明文の規定が設けられていなかつた事項について、裁判例や学説などで事實上の運用や解釈がなされてきた点についても、法文に明確な規定を設けてなるべくわかりやすくするなどの改正が多数なされており、ふだん法律になじみの薄い方にとって少しでもわかりやすい規定になるよう工夫されています。その意味でも今回の民法の改正は広く国民全般にとって大きな影響を及ぼすものといえますが、われわれ弁護士にとって、かつて大学や実務等で学んだ民法の条文が抜本的に改正されるわけですから、もう一度初心に帰つて今までの知識を全部洗い直さなければなりません。もとより民法のような基本的な法典の条文が不斷に見直される必要があることは当然であり、その意味でわれわれとしても少しでも遗漏のないように努力して、間近に迫つた改正法の施行を迎えるなければならないと思っています。



保釈制度について



弁護士 檀浦 康仁

1.はじめに

昨年から今年にかけての、日産自動車のカルロス・ゴーン前会長の刑事裁判のニュースは、皆様耳にされていると思います。

起訴されたゴーン前会長が、「保釈」という手続きによって身体拘束を解かれていたん釈放されました。その際の高額な保証金とか条件が話題となったことを憶えておられる方も多いでしょう。

今回私がお話しさせて頂くのは、この「保釈」という手続きについてです。

2.「保釈」とは何か

「保釈」の話の前に、前提として「勾留」のことについてお話しします。

「勾留」というのは、逃亡や証拠隠滅を防止するために行う身体の拘束のことをいいます。

犯罪の疑いがある人(以下「被疑者」といいます。)については、刑事訴訟法という法律によって一定の条件の下で身体の拘束をすることが許されています。

犯罪の捜査が進んでいく、検察官が十分な有罪の疑いを確信した場合に、犯罪の疑いがある人を刑事裁判にかける「起訴」という手続きが執られます(起訴された被疑者は、刑事訴訟法では「被告人」といいます)。

被疑者が勾留されている場合、被告人となってそのまま勾留が続きます。

しかし、刑事裁判では被告人には無罪の推定が働きます。また、身体の拘束には、被告人の重大な犠牲が伴います。したがって、被告人について勾留している状態ではなく、一定の条件の下に被告人を釈放した状態で刑事裁判を行うことは、世界中の国々で広く承認されている近代刑事法の大原則です。

ただ、被告人は有罪の判決が出れば処罰をされるわけですから、釈放されれば判決が出る前に裁判から逃げてしまうか

もしれません。

そこで、保証金を納付させて、もし被告人が刑事裁判に出なかった場合にはこれを取り上げてしまうこととすることによって、被告人の身体拘束を解くこととするのが「保釈」制度です。

3.保証金について

以上のような保釈制度の意味合いから、保証金の額は主に被告人の経済的な能力に応じて大きく変わります。高すぎる金額ではお金を用意できず制度の意味がありませんし、安すぎる金額では逃亡を防ぐ効果がないからです。

そこで、ゴーン前会長のような裕福な人については億単位の保証金が定められることがありますし、一般的な人については150万円から数百万円くらいの保証金が定められることが多いです。

4.保釈の条件について

保釈には条件が付されます。

住居や旅行の制限、事件の関係者との接触の禁止等が一般的な条件です。

ゴーン前会長の事件では、疑いをかけられているのが細かい事実関係が問題となる特別背任罪等の犯罪であることなどの特殊性から、条件も通信機器の使用制限や、住居への防犯カメラの設置、妻との接触の禁止といったかなり特殊なものがあったことが印象的でした。

5.さいごに

保釈は、無実の罪で起訴されてしまっている「冤罪」の場合にこそ最大の意味を持ちます。

私たち弁護士が被告人の無実をきちんと訴えていくためには、被告人が十分に心安らぐところで、弁護士と十分な時間をかけて綿密な打合せをすることが必要だからです。

住宅購入に消費税増税が影響すること



税理士 大橋信義

消費税10%への増税が間近に迫っています。

予定通り令和元年10月1日に10%へ増税した場合、住宅購入者にはどんな影響が出てくるのでしょうか。

1.消費税増税が影響するもの

消費税が10%へ増税した後に住宅を購入した場合、増税が影響するものは購入金額や仲介手数料です。

新築や中古(課税事業者が保有しているもの)の建物に対して消費税が課税されます。

例えば3,000万円の建物の場合、 $3,000\text{万円} \times 8\% = 240\text{万円}$ 、 $3,000\text{万円} \times 10\% = 300\text{万円}$ と60万円もの差がでます。

2.消費税8%で購入をできるタイムリミット

①令和元年9月30日

この日までに住宅の引き渡しが完了しないと消費税10%が適用されます。

②請負契約の経過措置(すでに契約の経過措置期間を超えた場合は)

ています)

平成31年3月31日までに請負契約をしていれば、引き渡しが10月以降になども消費税は8%のままでした。

3.増税の負担を軽減できるもの

①住宅ローン控除

消費税が10%になると控除上限額が増えます。

②その他

住宅取得資金贈与の非課税限度額の増加、認定長期優良住宅の新築等をした場合の減税、すまい給付金、次世代住宅ポイント制度などで消費税増税分の負担を減らすような政策があります。

このままでは10月に消費税が増税され、住宅を購入する際の負担は増加することになると思いますが、負担を軽減できるものを活用することによってその影響を少なくするように検討をされると良いと思います。



変革期の労働管理

～働き方改革～

原田 今年4月より、全ての企業において、年10日以上年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることができます。

小木曾 今までだと、労働者が請求する時季に与えておけばよかつたのと比べると大きく変わりますね。

大内 周りに気兼ねして有給休暇を取りづらかった人でも、これで心身ともにリフレッシュできればいいですね。

原田 年5日の有給休暇の取得義務は、どの時点で付与した有給休暇から対象になるのですか？

小木曾 2019年4月1日以後、最初に年10日以上付与した有給休暇から対象となります。

大内 ということは、それ以前に付与したものについては取得義務の対象外ということですね。

原田 勵き方改革によって社労士業務の割合に変化はありますか？

小木曾 就業規則改訂の依頼が増えてきています。有給休暇の規定

の改訂に合わせて、それ以外のところで、法改正に対応しないところについても改訂したいといった依頼が多いです。

大内 有給休暇を付与する基準日にについても、この際に今までばらばらだったものを統一できないかとの相談もありますね。この場合にも、就業規則の改訂が必要です。

原田 その他にはいかがですか？

小木曾 時間外労働の上限の規制についての相談が多くなりました。今年4月1日から時間外労働の上限規制の適用は、現在では大企業だけですが、中小企業においても2020年4月より適用されるので、事前に対応策を検討したい中小企業からの相談が増えました。

大内 今までは、法律上残業時間の上限がなかつたわけですから、法律で定めた上限時間を超えて残業できなくなるわけですから労働環境はかなり変化しそうです。

原田 残業時間の上限は、原則月45時間・年360時間だから、1日あたりでいうと、2時間程度の残業ということですね。

人手不足を補うために一人一人の残業時間でカバーしていく企業にしてみると、これをどう乗り切るかは企業にとって重要な労務問題です。

小木曾 仕事はあってそれをこなす人材不足のために会社が回らない企業が今後さらに増えそうなる気がします。

大内 労働者にとって働きやすい労働環境を今まで以上に整備していくことで、離職者数を減らしていくことも大事ですよね。

小木曾 それだけでなく、外国人労働者の採用、育児や介護による離職を減らすだけでなく、育儿や介護等一度退職した労働者の再雇用、高齢者の積極的活用等、企業に実際に合わせて今のうちから検討を始めていかないと大変な事態になるかもしれませんね。

大内 ましたね。

元号も「平成」から「令和」に。労働環境も大きな変革期の真っただ中、企業の皆様のお力になればいいですね。

小木曾 みんなで頑張って、皆様に喜ばれる私たちでありたいですね。ご購読者の皆様、今後とも、愛知総合法律事務所の社会保険労務士をよろしくお願ひします。

原田 人手不足を補うために一人一人の残業時間でカバーしていく企業にしてみると、これをどう乗り切るかは企業にとって重要な労務問題です。

小木曾 仕事はあってそれをこなす人材不足のために会社が回らない企業が今後さらに増えそうなる気がします。

大内 労働者にとって働きやすい労働環境を今まで以上に整備していくことで、離職者数を減らしていくことも大事ですよね。

小木曾 それだけでなく、外国人労働者の採用、育児や介護による離職を減らすだけでなく、育儿や介護等一度退職した労働者の再雇用、高齢者の積極的活用等、企業に実際に合わせて今のうちから検討を始めていかないと大変な事態になるかもしれませんね。

原田 これ以外にも、4月1日より勤務終了時刻から次の始業時刻まで一定時間以上の休息時間の確保に努める勤務間インターバル制度の導入であつたり、フレックスタイム制の労働時間の調整可能期間を3か月まで延長できるようになり

社会保険労務士
大内 直子

社会保険労務士
小木曾 裕子

社会保険労務士
原田 聰

Q&A 相続問題

—弁護士が教える終活のすすめ—



弁護士
勝又敬介

現在では、「終活」という特集記事や、「終活」「エンディングノート」という題材の書籍も数多く出版されています。今回は、弁護士が教える「終活」についてお話をいたします。

「終活」とは、一般に、自己の葬儀、お墓、終末期の医療・介護(延命治療の希望・終の棲家等)、財産整理・財産の処分等、人生の終末期に向けて準備する活動のことを指します。

終活のメリットは、多々ありますが、①自分の想いや希望を伝えることができる、②今後の人生・自分を見つめ直す、③今後を前向きに過ごすことができる、ということがメインです。

「エンディングノート」は自分の基本情報に加えて、自己の葬儀等の希望、終末期の医療・介護の希望、財産情報、家族へのメッセージ等を記入します。特に書き方にルールはなく、自由に書いて構いません。また、お気持ちが変われば、当然ながらいつでも変更できます。

Q

弁護士がすすめる特に記載した方がよいことはありますか?

A

弁護士としては、特に、ご自身の財産のことと葬儀・お墓のことに関する内容を記載することをおすすめします。

財産に関しては、預貯金(金融機関・口座番号)・不動産(不動産所在・名義)・生命保険(保険会社・担当者)・借入・ローン等の詳細を記入いたします。貸金庫がある場合には貸金庫の開け方や鍵の場所を記入することもおすすめします。

お亡くなりになった際に、どの金融機関に口座があるのか・保険等があるのか否かが判明しているだけでも、残された家族への負担は大幅に減少し、相続手続等も円滑に進みますので、あらかじめエンディングノートに整理しておくことで、ご遺族のご負担を大幅に軽減できるでしょう。

また、ご自身の財産状況を見つめ直し、あらかじめ財産を集約させることに一役買い、安心して今後を過ごすことができるかもしれません。

自己的葬儀・お墓に関しては、実際にお亡くなりになった後、葬儀費用の問題や今後の祭祀をだれが執り行うのか等で相続人間で意見が分かれてしまい、最終的に裁判において争われることも少なくありません。

葬儀の実施の有無、葬儀の規模、宗派、戒名等の希望を記入するだけではなく、今後だれに祭祀を承継してもらうことを希望するかも記入するとよいでしょう。あわせて、お墓に関しては、埋葬の方法やお墓の購入方法等も記入しておくとよいでしょう。未然に相続人間の紛争を予防したり、仮に紛争になった場合にも、お亡くなりになられた人の希望として尊重されることを期待できます。

Q

その他に注意した方がよいことはありますか?

A

「エンディングノート」には、法的拘束力はありません。そのため、ご遺族にご希望を伝えることは出来ますが、ご遺族がこの希望に従ってくれるかは分かりません。

具体的に特定の財産をどなたかに相続してほしい、などご希望がある場合等は、遺言書を残すことが効果的なケースが多いと思われます。

もとより、エンディングノートと異なり、遺言書には様式が厳格に定まっており、こうした様式を満たしていない遺言は無効となってしまいますので、遺言の作成の際には、弁護士にご相談されるなど、ご注意下さい。

また、そもそもエンディングノートや遺言を残す場合に、これらを作成したことやその所在をご遺族に伝えないと、発見してもらえず、ご遺族に思いを伝えられないこともあります。

こうした事を防ぐためには、ご遺族のうちで信頼できる方等に、作成した事実とあわせてその所在をお伝えしておいた方が良い場合もあるかと思います。

「今は元気だから」「自分の死後のことを気にするのは気が引ける」と思われるかもしれません、簡易的な準備・整理をするだけでも残された家族や今後対応する人にとって大きな影響を与えますので、ご検討してみてはいかがでしょうか?

当事務所では、遺言書の作成のお手伝いや、現在の財産状況や家族の状況をもとに相続プランをご検討させていただております。お気軽にご相談ください。

司法書士もグローバル化!?



司法書士
萩野直樹

街中を見渡すと、外国籍の方を見かけることが本当に増えました。弊所丸の内本部の周りでも、専門学校に通う外国籍の生徒さんが多くいらっしゃいます。

司法書士業務においては、たまに「外国籍でも日本の不動産を購入できるのでしょうか?」とご質問を頂くことがあります、可能です。

また、本国で会社を経営されている方が、日本でも会社を作りたいということで、法人設立登記のご依頼を頂く場合もございます。以前は、代表取締役のうち最低1人は日本に住所がある必要がありましたが、平成27年に当該取扱は廃止され、全員外国籍かつ外国居住でも日本の法人を設立可能となりました。

渉外業務においてはその特殊性から、例えば下記のように色々注意すべき点があります。

- ご依頼者様との面談方法やコミュニケーションはどうにとるのか?
- 登記手続きにおいて印鑑証明書が必要だが、印鑑文化のない国ではどうする?
- 日本の住民票は当然とれないが、住所証明書は何を準備するのか?
- 海外送金への制限が以前に比べて厳しくなっているが、滞りなく行うためには?
- 不動産を購入した場合、その後の固定資産税の支払いはどのように?
- 相続が発生したが、適用される法律は本国法なのか日本法なのか?

名古屋丸の内本部事務所

〒460-0002名古屋市中区丸の内三丁目2番29号
ヤガミビル 4階・5階・6階(受付)

TEL.052-971-5277(代表)
TEL.052-212-5275(相談専用ダイヤル)
FAX.052-971-7876

●お盆休みのお知らせ●

令和元年8月13日(火)から8月15日(木)までの3日間、お盆休みを取らせていただきます。

16日(金)より通常営業を開始致します。

※ご相談・ご来訪の際は予め電話にてご予約ください。

深谷

皆様に関心を持っていただける
内容になつていれば幸いです。

新しい法律や制度ができたり、
法律が改正されたり、ルールが変
わったりと変化の激しい時代です。
意識して集めないと得る機会
のあまりない、法律に関する情報
を皆様にお届けできればと思
い編集いたしました。

ルネサンスをご覧の皆様、今回
のルネサンスはいかがでしたで
しょうか?

年号が「平成」から「令和」に代

わり、記事の内容も時代の移り変
わりを意識したものになつていま
す。

編集後記

after word

井澤士法人
愛知総合法律事務所
事務所のご案内



名古屋丸の内本部事務所

〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目2番29号
ヤガミビル4階・5階・6階(受付)

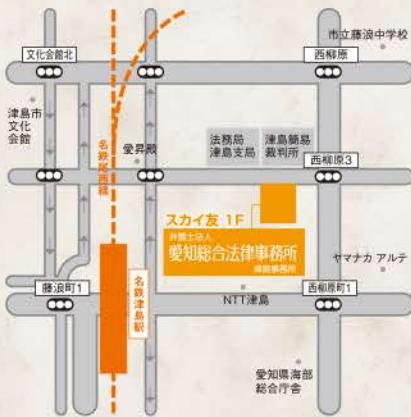
TEL.052-971-5277(代表) FAX.052-971-7876



小牧事務所

〒485-0029 愛知県小牧市中央一丁目267番地
小牧ガスビル2階

TEL.0568-68-6061 FAX.0568-68-6062



津島事務所

〒496-0047 愛知県津島市西柳原町三丁目2番地
スカイ友1階

TEL.0567-23-2377 FAX.0567-23-3838



名古屋新瑞橋事務所

〒467-0842 愛知県名古屋市瑞穂区妙音通四丁目40番地
TS新瑞ビル4階

TEL.052-851-0171 FAX.052-851-0172



春日井事務所

〒486-0844 愛知県春日井市鳥居松町四丁目122番地
王子不動産名古屋ビル4階

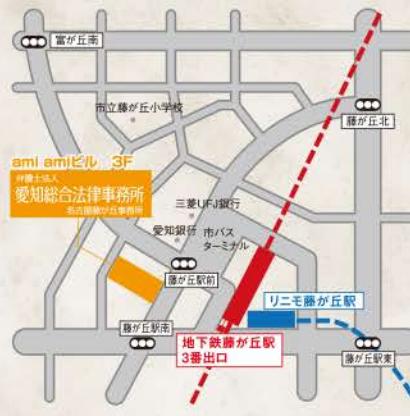
TEL.0568-83-8177 FAX.0568-83-8170



日進赤池事務所

〒470-0125 愛知県日進市赤池一丁目3001番地
第25オーナンプラザ 3階

TEL.052-680-8501 FAX.052-680-8502



名古屋藤が丘事務所

〒465-0033 愛知県名東区明が丘124番地1号
ami amiビル 3階

TEL.052-778-9997 FAX.052-778-9998



高蔵寺事務所

〒487-0011 愛知県春日井市中央台一丁目2番地2
サンマルシェ南館1階

TEL.0568-37-3921 FAX.0568-37-3922



岡崎事務所

〒444-0864 愛知県岡崎市明大寺町字寺東1番1号
名鉄東岡崎駅南館ビル4階

TEL.0564-84-5700 FAX.0564-84-5709



岐阜大垣事務所

〒503-0015 岐阜県大垣市林町五丁目18番地
光和ビル4階

TEL.0584-84-2288 FAX.0584-84-2289



伊勢駅前事務所

〒516-0073 三重県伊勢市吹上1丁目7番7号
きりん第6ビル 208号

TEL.0596-20-3010 FAX.0596-20-3011

電話法律相談専用回線

TEL.052-212-5275

受付時間 平日:午前9時30分～午後5時30分
土日:午前9時30分～午後5時30分